

部門大会委員会 運営要綱

(役 割)

第1条 部門大会委員会は、各部門が開催する部門大会の基本方針を策定し、これを遂行する。

(審議事項)

第2条 部門大会委員会は下記事項について審議を行い、その推進を図る。

- 1 大会の開催時期と場所の起案
- 2 下部組織の設置とそれらの活動の調整および支援
- 3 部門大会特別会計における予算および決算
- 4 その他大会に関する重要事項

(構 成)

第3条 委員会の構成は次による。

委員長	部門長
副委員長	副部門長
幹 事	若干名
委 員	若干名

2. 委員長が必要と認めた場合には、構成員以外の者を出席させることができる。
3. 幹事、委員は部門役員会が選定する。

(任 期)

第4条 幹事、委員の任期は2年とする。

(下部組織)

第5条 部門大会委員会の下部組織として、「部門大会実行委員会」および「部門大会論文委員会」を置くことができる。

2. 必要に応じ、部門大会委員会は幹事会を置くことができる。
3. 下部組織の構成員は部門大会委員会が選定し、部門長名で委嘱する。

(開 催)

第6条 部門大会委員会の開催は、委員長が必要に応じ決定する。

2. 委員会の召集は、委員長名で構成員に通知する。

(事 務)

第7条 事務は、本学会の事務局があたる。

(付則)

1. 本運営要綱は平成3年3月26日、理事会において承認制定。
2. 本運営要綱は平成3年5月24日より施行する。